

## 建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（技術者の実績）

【取組番号 69】

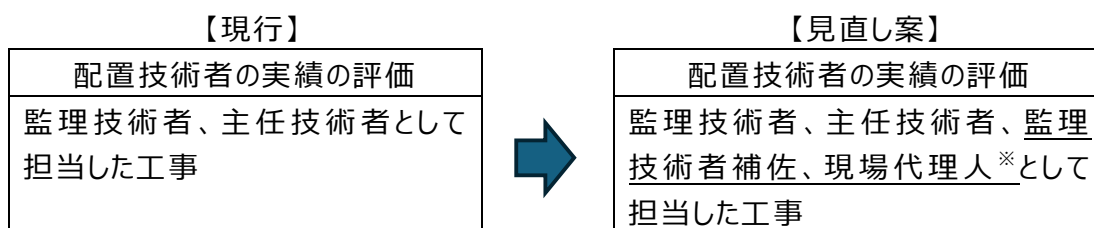
若手入職者の減少と熟練技術者の離職により、今後技術の継承が困難となり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、若手技術者を育て活躍できる建設業を目指すため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直したい。

### 1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成27年10月から随時見直しを行いながら実施しているところ
- 配置技術者の実績の評価は、過去に主任（監理）技術者として担当した工事が評価の対象
  - ➡ 監理技術者補佐や現場代理人として担当した工事は実績として評価されない（若手技術者が経験を積むため、監理技術者補佐や現場代理人として担当する工事は多い）
- 国では監理技術者補佐や現場代理人が担当した工事も実績として認めている

### 2 見直し内容

- 配置技術者（主任（監理）技術者）の技術者要件では、監理技術者補佐や現場代理人<sup>※</sup>として担当した工事も実績として認める



※一級または二級国家資格を有する、もしくは一級施工管理技士補の資格を有する現場代理人が対象

### 3 実施時期

令和8年5月の入札公告案件からの適用を予定

- ※ 配置技術者の実績として認める「監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人として担当した工事」は、令和8年5月以降の入札公告案件がしゅん工した工事とする